

国海総第 73 号の 3
令和 7 年 5 月 28 日

一般社団法人日本旅客船協会 理事長 殿

国土交通省
海事局 総務課長
(公印省略)

「海の日」における汽笛の一斉吹鳴について

国民の祝日「海の日」は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国家日本の繁栄を願うことを趣旨として制定されました。その制定意義や国民生活と密接に結びついている海の重要性を広く国民に周知させる等、健全な海事思想の普及を図ることを目的に、毎年、「海の日」を中心に 7 月 1 日から 7 月 31 日までの間を「海の月間」として、より多くの国民に海への関心を喚起すべく、全国各地において様々な広報活動を行うこととしております。

本年は平成 8 年に「海の日」が制定されてから、30 回目の節目の年を迎えるものであり、より一層力を入れて広報活動を推進していくこととしております。つきましては、標記について、下記のとおり実施することとしましたので、貴協会所属職員に周知するとともに、傘下会員に対する協力依頼方よろしくお願いいたします。

記

日時 令和 7 年 7 月 21 日(月)「海の日」正午

要領

- (1) 汽笛の一斉吹鳴は、港内に停泊中の船舶が実施するものとする
- (2) 吹鳴は 10 秒～30 秒の継続する長音を 1 回とする
- (3) 港内の火災発生その他港長（港長が置かれていない港にあつては海上保安部（署）長）が指示する場合は、直ちに吹鳴を中止するものとする

以上

